

令和4年7月11日

受注者の皆様へ

神戸市 工事監督担当課長

建設現場等における「熱中症予防対策」について（お願い）

平素より、本市公共事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、今年は近畿地方で6月末に梅雨明けとなり統計開始以来最も早い梅雨明けとなりました。全国的にも既に猛暑・酷暑の状況となっており、例年より一層熱中症に注意する必要があります。

受注者の皆様におかれましては、下記事項に留意し、熱中症予防に努めていただきますようお願いいたします。

1. 熱中症予防

(1) コロナ禍でのマスクの着用

新型コロナウイルス感染症基本対処方針（5月23日更新）でマスクの着用について改めて考え方が示されました。該当する場面では、一律にマスクの着用を求めないこととします。

【屋外】

	2m以上の距離が確保できる	2m以上の距離が確保できない
会話をする	<u>マスク必要なし</u>	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	<u>マスク必要なし</u>	<u>マスク必要なし</u>

【屋内】

	2m以上の距離が確保できる	2m以上の距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 ※十分な換気等感染防止対策を講じている場合は外すことも可	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	<u>マスク必要なし</u>	マスク着用推奨

(2) 熱中症予防対策チェックリストの活用

労働基準監督署発行の「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」のリーフレット（別紙参照）のチェックリストを活用するなど、熱中症予防対策に取り組んでください。

※特に暑さ指数（WBGT値）の把握と対策に取り組んでください。

○厚生労働省「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

2. 熱中症予防対策に伴う工期への影響について

WBGT値に応じて作業の中止等を行うなど、熱中症対策を行うことにより工期に遅れ等が生じる場合は、その対応について各工事監督員にご相談ください。

以上